子ども手当 申請は9月30日木まで

4月から、児童手当に替わり、国の子育て支援策として子ども手当制度が始まりました。これは、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

子ども手当を受給するためには申請が必要です。申請が必要と見込まれる方には4月下旬に案内を送付していますので、お済みでない方は、9月30日木までに申請してください。

▽支給対象となる子ども

中学校修了前（15歳に達する日以後初の3月31日まで）の子ども

▽受給資格

支給対象となる子どもを養育している方（所得制限はありません。対象となる方へ、4月下旬に案内を送付済み）

▽支給額

支給対象となる子ども一人につき、月額1万3000円

▽支給方法

支給月（6月・10月・2月）の14日に、その前月までの4カ月分を届け出のあった金融機関口座に振り込み

▽申請方法・期限

申請書類に必要事項を記入の上、9月30日木（必着）までに子育て支援課へ申請してください。

※期限までに申請があれば、4月分にさかのぼって支給します。期限以降に申請した場合、申請月の翌月分から支給開始となります。また、転入や出生などで4月1日以降に受給資格を得た方は、申請月の翌月分からの支給となります。

※4月1日現在、子どもが中学1年生以下のみで、3月末まで児童手当を受給していた方は、申請の必要はありません。また、市外・国外に居住している子どもを養育している方はお問い合わせください。なお、公務員の方は勤務先で申請してください。

問　子育て支援課（☎235・4823）。

非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減制度のご案内

ことし4月から、自己都合や定年退職以外の理由で離職した方（＝非自発的失業者）について、申請により国民健康保険税が軽減される制度が始まっています。

これは、離職者の再就職支援を主な目的とした制度です。

【制度の内容】

制度対象者の給与所得を本来の金額の100分の30とみなし、保険税額の計算をします。

▽軽減期間　離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

（例）離職日が平成22年3月31日の場合、軽減期間は24年3月末まで。

【適用条件】

次の①～⑤すべてに該当する方

①平成21年3月31日以降に離職した　※雇用保険受給資格者証記載の離職日以降に再就職期間がある方も適用できる場合がありますので、ご相談ください　②ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」を持ち、その離職理由欄に指定の数字（表1参照）が記載されている　③給与所得があった（給与所得以外の所得は軽減対象外）　④離職日時点で65歳未満である　⑤国民健康保険に加入している。

【申請方法】

国民健康保険被保険者証・雇用保険受給資格者証・印鑑（朱肉を使う物）を持参の上、保険年金課窓口へ。

※来庁が困難な場合は申請書を送付しますので、同課へご連絡ください。なお、実際に保険税が軽減されるのは、平成22年4月分以降のみです。

問　保険年金課（☎235・4594）。

【表1】雇用保険受給資格者証の離職理由コード

	離職理由コード					
特定受給資格者（注1）	11	12	21	22	31	32
特定理由離職者（注2）	23	33	34			

⇒「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄に、上記いずれかの数字が記載されている場合、軽減対象者となる

（注1）倒産・解雇等の理由により、再就職の準備をする時間的余裕がない状態で、離職を余儀なくされた方

（注2）特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかった、その他やむを得ない理由により離職した方

交通安全・防犯ポスターと標語にご応募を

市民の交通安全、防犯意識の普及、高揚を図ることを目的に、交通・防犯に関するポスターおよび標語を募集します。

【交通安全・防犯ポスター】

▽対象　市内在住・在学の小学生

▽出展数　自由

▽規格　画用紙四つ切り（54センチ×37・5センチ）。

※裏面に応募票（市民安全課で配布）を張り付け。

【交通安全・防犯標語】

▽対象　市内在住か在学・在勤の方

▽出展数　交通安全と防犯・各1点

▽提出用紙　自由　※氏名（ふりがな）・住所・電話番号・学校名・学年・勤務先（在勤者）を記入。

※ポスター・標語は未発表のオリジナル作品に限ります。また、標語の応募作品は返却しません。優秀作品は10月24日日に予定されている「えびな安全・安心フェスティバル」の会場で表彰します。

申　直接または郵送（標語は市ホームページからも可）で、市民安全課へ。9月6日月必着。

※市内の小・中学校の生徒で学校へ提出の場合は、学校の期限までに提出。

問　同課（☎235・4789）。

文化・スポーツ施設など指定管理者を募集

市では、文化会館や運動公園などの文化・スポーツ施設、野外教育施設の指定管理者を募集します。

これは、市民サービスの向上と経費削減などを図るため、公共施設の管理・運営を市が指定した法人などの指定管理者に行わせるもので、市では平成18年4月1日から33の施設で指定管理者制度を導入しています（22年4月1日現在32施設）。

同制度では、3～5年の指定期間を定めていて、この間に効果などを検証。この結果、市民サービスの向上や費用の節減などの効果が認められました。

このため、次の施設について現在の指定期間満了後も、引き続き同制度を活用します。

【募集施設・指定期間など】

左表のとおり

【選考方法】

応募者の企画提案を審査し、議会議決を得て決定。

申　問　申請書に必要事項を記入の上、直接、各担当課へ（郵送不可）。

＜指定管理者募集施設一覧＞

※募集要項・申請書配布期間＝8月2日月～16日月

施設名	指定期間	応募受け付け期間	担当課
野外教育施設「富士ふれあいの森」	平成23年4月から3年間	8月2日月～9月6日月	社会教育課 ☎235・4926
海老名市文化会館・市民ギャラリー	平成23年4月から5年間	9月10日金～14日火	文化スポーツ課 ☎235・4797
海老名運動公園・北部公園・スポーツ施設			

お知らせ

市職員採用試験（平成23年度採用）

市では、次のとおり平成23年度採用の市職員を募集します。

〔職種〕

①一般事務職【初級】

②消防職【上級・初級】

〔人数〕

①②とも若干名

〔受験資格〕

①＝平成元年4月2日～5年4月1日に生まれた方

②＝(1)身体的要件　裸眼視力または矯正視力が両眼ともに0.6以上で、色覚異常がないこと　(2)年齢要件

上級＝昭和60年4月2日～平成元年4月1日に生まれた方　初級＝平成元年4月2日～5年4月1日に生まれた方

〔受験案内および申込用紙の配布期間・場所〕

▽期間　8月2日月～27日金の平日9時～17時（27日金は12時まで）　▽場所　市役所職員課　※郵送による請求は20日金到着分まで。なお、配布期間中は、市ホームページからも、ダウンロードできます。

〔願書受付期間・場所〕

受験案内および申込用紙の配布期間・場所と同じ（郵送不可）

〔試験日〕

①　▼第1次試験＝10月17日日市役所で実施（一般事務職は高校卒業程度の教養・適性試験）　▼第2次試験＝第1次試験合格者を対象に11月上旬予定　▼第3次試験＝第2次試験合格者を対象に11月下旬予定　▼第4次試験＝第3次試験合格者を対象に12月中旬予定

②　▼第1次試験（体力試験）＝9月16日木または17日金（受け付け時に指定）に運動公園総合体育館で実施　▼第2次試験＝第1次試験合格者を対象に10月17日日に教養・適性試験を実施　▼第3次試験＝第2次試験合格者を対象に11月上旬予定　▼第4次試験＝第3次試験合格者を対象に11月下旬予定　▼第5次試験＝第4次試験合格者を対象に12月中旬予定。

※複数の職種の併願はできません。

問　職員課（☎235・4502）。